

# 病児保育室

## きらきら園

北栄町では、こども園や小学校（1～3年生）等に通っているお子さんが病気になった場合に安心してお子さんをあずけることができる保育室を、鳥取県立厚生病院に委託しています。

### 利用案内

● **対象児童** 次に掲げるすべての要件を満たす児童とします。

- ① 北栄町・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・倉吉市のいずれかに住所のある児童
- ② 利用する日に満6か月になっていること
- ③ 保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設に通っている乳幼児及び小学校1年生から3年生の児童
- ④ 病気のため集団保育が困難な児童
- ⑤ 児童の保護者が就労等の理由により、家庭において保育を行うことが困難な児童

● **利用時間** 月～金曜日 午前8時から午後6時まで（土日・祝祭日・年末年始は除く）

● **利用料** 1日1,500円（生活保護・市町村民税非課税世帯は無料）※別途診察代等が必要

● **準備していただくもの**（すべての持ち物に名前を記入してください。）

着替え・おしぼり・ナイロン・バスタオル2枚・食事用エプロン・オムツ・おしりふき・ミルク・哺乳ビン・イオン飲料・薬・保険証・印鑑・母子健康手帳  
※園内で出たオムツなどの汚物は、お持ち帰りいただきます。

● **食事・おやつ** 病児保育室で準備します。ただし、アレルギー対応による除去食が必要な場合は、食事は保護者の方で持参をお願いします。（アレルギー除去のおやつは保育室で準備します。）

### ● 利用方法

- ① 事前に病児保育室に空き状況を電話で確認し予約する。  
利用は受付順（※予約の時点で利用希望者が多い場合は、お断りする場合があります。）
- ② 利用する初日に厚生病院新患受付を午前9時30分までに行い、小児科を受診する。
- ③ 診察後、病児保育室に利用の可否を連絡する。
- ④ 利用申請書等を提出、利用料のお支払い
- ⑤ 病児保育開始
- ⑥ 病児保育終了 一日の様子の説明。

### 病児保育室に関するお問い合わせ先

病児保育室：電話 23-3321 （受託事業者）社会福祉法人 敬仁会

場所 倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院内 地域医療連携棟 1階

北栄町：教育総務課子育て支援室（電話）37-5870

三朝町：町民課（電話）43-3505

湯梨浜町：子育て支援課（電話）35-5325

琴浦町：町民生活課（電話）52-1703

倉吉市：子ども家庭課（電話）22-8100